
プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討 (会計方針の開示)

本資料の目的

1. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、企業会計基準公開草案第 69 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」(以下「公開草案」という。)について、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案の提案から変更を行った主な項目

2. 2019年10月30日に公表した公開草案に対するコメント募集は、2020年1月10日に締め切り、公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、主に別紙の点について公開草案の提案から変更を行っている。

結論

3. 別紙の検討の結果、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

別 紙

現在の文案において、公開草案から変更された主な点は次のとおりである。

項目	公開草案の提案	公開草案からの変更	再公開草案の必要性
<p>(1) 「他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。」の削除 (第 44-4 項)</p>	<p>「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を策定して適用する場合をいう。これには、例えば、関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続で重要性があるものが該当すると考えられる。なお、対象とする会計事象等自体に関して適用される会計基準等については明らかでないものの、参考となる既存の会計基準等（他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。）がある場合には、当該既存の会計基準等</p>	<p>他の会計基準設定主体が定めた会計基準等をそのまま適用できるように見えるのではないかとの意見が聞かれ、他の会計基準設定主体が定めた会計基準等が含まれる旨の記載を削除した。</p>	<p>コメントに対応した削除であり、公開草案の提案内容を実質的に変更するものではない。 そのため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。</p>

項目	公開草案の提案	公開草案からの変更	再公開草案の必要性
	が定める会計処理の原則及び手続も含まれる。」としていた。		
(2) 企業会計基準適用指針第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(以下「適用指針」という。)の見出しの修正	—	改正前の適用指針では、「会計基準等」の定義が「会計基準の変更の取扱い」見出しの下に定められていたが、公開草案において「会計基準等」を会計方針の開示の取扱いの定めでも用いたことに伴い、適用指針の構成を見直した。この結果、適用指針においても公開草案と同様に会計上の取扱いの下の階層に会計方針の開示の取扱いを設けて、会計基準等の定義に関する定めを移動することとした。これにより「会計方針等」の内容が会計方針の変更を行った場合に限り適用されているものを、会計方針の変更を行った場合以外の場合においても適用されるようにした。	本変更は、公開草案で修正を提案していなかった箇所である。しかし、本公開草案において「会計基準等」の文言を使用している開示目的に関する定めを会計方針の変更を行った場合の前に置いたことに起因して、適用指針の「会計基準等」の定義における参照関係の整理を行うのみのものであり、公開草案を変更しているものではあるが、再公開草案を行うほどの重要性はないと考えられる。 そのため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
(3) 未適用の会計基準等に関する注	—	現行の企業会計基準第 24 号において、未適用の会計基準等に関する	企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する

項目	公開草案の提案	公開草案からの変更	再公開草案の必要性
<p>記の定め（企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）第12項の記載箇所の移動及び付随する適用指針における記載箇所の変更</p>		<p>る注記に関する定めは会計方針の注記の一部として定められているが、当該定め記載箇所を会計上の取扱いの階層の末尾に移動し、会計方針の変更の取扱い及び表示方法の変更の取扱いと同様の階層の見出しを付した。これにより、専ら表示及び開示を定めた会計基準についても未適用の会計基準等に関する注記の定めが適用されることの明確化を図った。</p>	<p>会計基準（案）」に寄せられたコメント¹に対する対応を検討している過程で見出されたものである。</p> <p>専ら表示及び開示を定めた会計基準についても未適用の会計基準等に関する注記の定めが適用されることを明確化したことにより、一定程度実務が変更される可能性があるものの、影響額を不要とすることを明示しており、実務的な影響はさほど大きくないものと考えられる。よって、再公開草案を行うほどの重要性はないものと考えられる。</p> <p>そのため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。</p>

以 上

¹ 全国信用金庫協会より「本基準については、あくまで現行の会計基準等や会計方針を前提とした場合の、会計上の見積りに内在する不確実性を開示することが目的であり、『未適用の会計基準等に起因する見積りの不確実性』は対象ではないということを明記いただきたい。」とのコメントが寄せられた。